

# 防 災 のしおり

2015年(平成27年)2月 発行 (初版)

男山団地E住宅管理組合

## 「防災は日ごろの備え心の構え」

備えあれば  
憂いなし



### 【防災の基本】

- ・ 自分の命は自分で守る
- ・ 家族の安全は家族で守る
- ・ 地域の安全は少しの助け合い

## 1. 目的

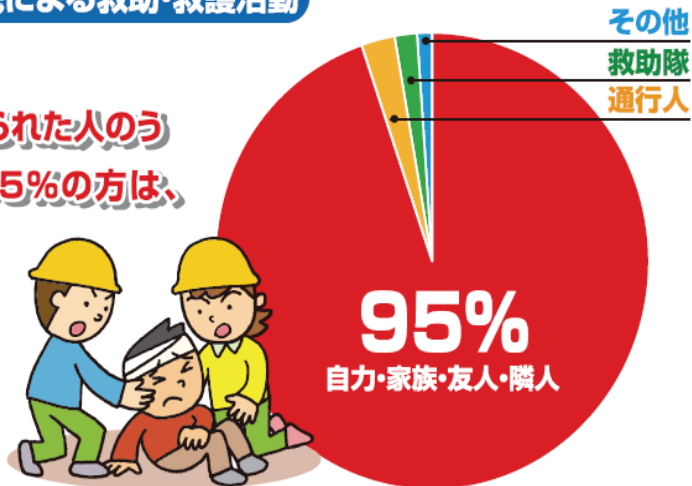
「防災のしおり」は、E地区住民に**同時発生**する災害を最小限に食い止めるために、各人が日頃から心掛けるべき最低限の基本的事項を記載するもので、今後、新たな各種知見の修得や技術の進歩に伴い増補、改定していきます。

## 2. 地域防災（自主防災）の意味

### なぜ地域防災が必要なの？

#### 阪神・淡路大震災における住民による救助・救護活動

**阪神淡路大震災では、  
生き埋めや建物等に閉じこめられた人のうち、生存して救出された約95%の方は、  
自力または家族や隣人に救助  
されました。**



※日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

## 3. 男山E地区管理組合自主防災隊の役割と課題

平成 25 年度より、規約・要綱（『男山団地E住宅管理組合規約・細則参照』）や防災資機材保管庫も整備され、男山E地区管理組合自主防災隊（以下「防災隊」）が発足しました。器は出来上がりましたが、防災隊が本来の機能を発揮するためには、この組織に魂を吹き込こむ必要があります。皆さんと一緒に育てていかなければなりません。

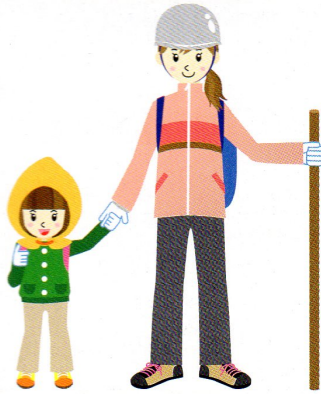
平常時には、防災隊は防災・防犯委員会として、どうしたら本来の機能を最大限発揮できるか、検討しています。非常時（災害発生時又は災害が発生するおそれがある時）には、防災隊長は対策本部を集会所に設置し、幹事会（隊長、副隊長、幹事）を召集して、活動を開始することが、要綱・規約に記載されています。

効果的な活動を開始するためには、多くの課題を克服しなければなりません。防災拠点である集会所のインフラ整備（通信手段等も含め）、各種文書の整理等、まだ完備すべき事が多くあります。例えば、

- ① 「防災・防犯だより」：住民への早急な情報提供、住民のコミュニケーション等
- ② 「防災のしおり」：各住民が日常気をつける内容、情報等
- ③ 「防災計画書」：防災組織の構成・任務、防災知識の普及、防災訓練、情報の収集・伝達等
- ④ 「防災マニュアル」：実際の被災した場合の活動手順
- ⑤ 「住民台帳」：安全に避難できたかどうかを確認する「たすけ合い台帳」

4. 日ごろから注意、用意しておくもの（八幡市ハザードマップより）

避難方法と非常時持出品リスト



避難時の服装

- ヘルメットや防災頭巾で頭を保護しましょう。
- 行動しやすい長袖、長ズボンを着用しましょう。
- 軍手を着用しましょう。
- 裸足、長靴は厳禁です。底の厚い履きなれたひもでしめられる運動靴を履きましょう。
- 非常時の持ち出し品はリュックに入れて行動しましょう。

- 浸水時の見まわりは危険です。不用意な見まわりはやめましょう。
- 避難するときは、火の元、戸締まりの点検を忘れず行いましょう。また、避難してから忘れ物などを取りにもどらないようにしましょう。
- 外出中の家族のために、避難先の場所などメモを残すように心がけましょう。
- 歩ける深さの目安は、ひざくらいまで、水深が腰までである場合は、高所で救助を待ちましょう。
- 長い棒などを杖代わりにして、安全確認をしながら歩きましょう。
- はぐれないようにロープでお互いの体をつないで避難しましょう。



非常時の持出品

災害に備えて、いつでも避難できるように日頃から準備をしておきましょう。

- ・安全な避難を行うために、必要最小限の荷物にしておきましょう。
- ・荷物は男性で25kg、女性で20kg、子供で10kg程度が一つの目安です。
- ・リュックなどに家族各自の荷物を分割させておきましょう。

食料・飲料水

- 飲料水
- 乾パン
- 缶詰
- ビスケット
- チョコレート
- カップめん



衣料品

- 衣類・下着
- タオル
- 毛布・寝袋
- 雨ガッパ
- 軍手（厚手の手袋）



貴重品

- 現金（小銭も）
- 預貯金通帳
- 印鑑
- 健康保険証
- 運転免許証



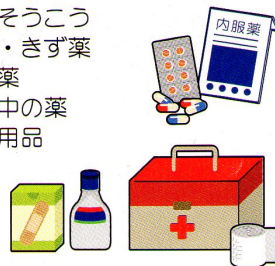
ラジオ・懐中電灯・道具類

- 携帯ラジオ
- 予備電池（多めに）
- 携帯電話
- 懐中電灯
- ライター



医療品

- ばんそうこう
- 包帯・きず薬
- 常備薬
- 服用中の薬
- 生理用品



その他

- カイロ
- ウェットティッシュ
- ビニール袋
- 粉ミルク・ほ乳瓶
- 紙おむつ
- 介護用品
- ペットフード
- ※家族構成によって必要なもの



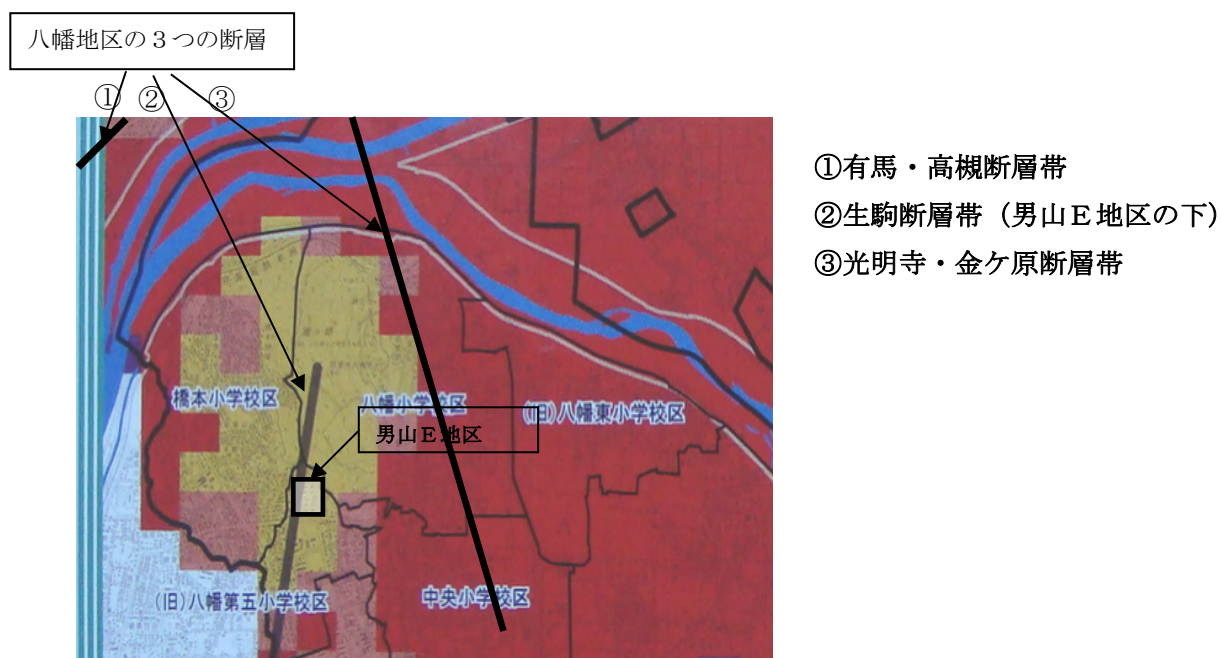
## 5. 地震への対応

### 5-1. 地震の種類

八幡市住民に影響する地震として、内陸地殻内地震（直下型地震）とプレート境界型地震があります。八幡市地域の周辺には3つの大きな断層帯が走っていますが、この断層が動いたときには内陸地殻内地震（直下型地震）が発生することになります。有馬・高槻断層帯が動いたものとして慶長伏見地震（1596年9月4日、マグニチュード7.0～8.0と推定）が記録されています。

プレート境界型地震として予想されているのが東南海・南海地震（マグニチュード8.5）で、八幡市の最大震度は、震度6弱と云われています（八幡市ハザードマップによる）。

### 5-2. 八幡市周辺地下の断層帯（八幡市ハザードマップより）



### 5-3. 内陸地殻内地震（直下型地震）と八幡市の想定被害予測（八幡市ハザードマップより）

	有馬・高槻断層帯	生駒断層帯	光明寺・金ケ原断層帯
最大予想震度	7	7	6
マグニチュード	7.2	7.5	6.8
死者数	261	250	140
負傷者数	2,412	900	840
要救出者数	1,358	900	730
全壊	5,369	4,700	3,000
半壊・一部半壊	6,442	5,900	5,300
焼失建物	--	730	260

直下型地震の場合、緊急地震情報が届かず、棟の倒壊、停電、火災、断水、情報・道路の遮断が同時に発生するので、「ただちに自分の命を守る行動を取る」しか方法がありません。

5-4. 地震の震度階級の意味（徳島県南陽町「防災のしおり」より）

こんな現象が起こる		地震の震度							
<b>震度0</b> 震度計のみで観測でき、人体には感じない。		<b>震度2</b> 吊り下げ型の電灯や障子などがわずかに揺れる。		<b>震度4</b> 電線が大きく揺れ、花瓶など座りの悪い物が倒れることがある。		<b>震度5強</b> テレビが台から落ち、タンスや自動販売機が倒れることがある。		<b>震度6強</b> 立っていることができず、固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。	
<b>震度1</b> 屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		<b>震度3</b> 電線が少し揺れ、棚の食器が音を立てることがある。		<b>震度5弱</b> 食器類や書籍が落ち、窓ガラスが割れることがある。		<b>震度6弱</b> かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。		<b>震度7</b> 耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	

震度が1上昇すると、32倍の揺れになります。震度5強以上では、極めて危険です。震度7では、鉄筋コンクリートのビルでも持たない可能性があります。

5-5. 地震が発生した時の行動（徳島県南陽町「防災のしおり」より）

### 地震発生

南海地震では約100秒~180秒つづきます

**まず、身を守る**

クッションや座布団などで頭を保護。丈夫な机やテーブル下などに隠れる場合はテーブルの足をしっかり持つこと。



**非常脱出口の確保**

玄関、窓を開けて逃げ口を確保。



## 揺れがおさまってただちに津波の危険地域はすぐ避難

揺れがおさまったら 家族の安全確認      余震に注意しつつ 隣近所の安全確認

**靴または底の厚いスリッパを履く**

靴または底の厚いスリッパを履き、ガラスの破片や散乱物から足を守る。



**隣近所への声かけ**

けが人、行方不明者がいないかを確認する。



**家族の安全確認**

倒れた家具の下敷きになっていないか確認。

**火元の確認**

ガスの元栓を締め、ブレーカーを落とす。もし火が出ていたら、あわてずに初期消火を。



**火災時には協力して初期消火**

津波による浸水の恐れのない地域では、大声で知らせて、消火器、バケツリレーなど近隣で協力して初期消火を。



## 避難場所到着から3日

デマにまどわされず、正確な情報を収集      避難後は助け合いの心で行動を

**正しい情報を聞く**

ラジオ等で正確な情報を収集。役場、消防、警察、自主防災組織の情報を確認。



**電話は緊急連絡を優先**

安易に電話をかけることは避け、安否の確認は「災害用伝言ダイヤル」等を活用する。



**地域ぐるみで協力して応急救護の体制を**

倒壊した家やその危険性のある家には入らない

**水・食料の確保**

いざという時のために、日頃から最低でも3日分の飲料水と食糧の備蓄を。



**災害情報、被害情報の収集**



<詳しくはP13参照>

**災害時要援護者を支援**

**家屋倒壊の危険があればすぐに避難**

#### 5-6. まず明日から行動してほしいこと

- ① 家具の固定
- ② ペットボトルの水を2ケース購入し、日常、使って行って、必ず1ケース残す。
- ③ 携帯電話を必ず充電し、寝室に持っていく。
- ④ 非常時の持ち出し品を整備する。

#### 5-7. 震災時の拠点避難地（雄徳地区：八幡市ハザードマップより）

（旧）八幡第五小学校 住所；男山笹谷2 TEL；075-982-3001

#### 6. 非常時の公的機関の連絡先（八幡市ハザードマップより）

公的機関	連絡先
八幡市役所	075-983-1111
八幡市消防本部（署）	075-981-4119
八幡警察署	075-981-0110
京都府山城北保健所	0774-21-2191
京都地方气象台	075-841-3006
関西電力（株）京都営業所	075-493-7200
大阪ガス北東部導管部（ガス漏れ）	0120-5-19424
NTT(電話の故障)	133

# 自主防災組織設置要綱

## （設置目的）

第1条 男山団地E地区管理組合は、地域の連帯と相互扶助の精神に基づいて日ごろから防災意識の高揚を図るとともに、地震・風水害等の災害が発生した場合においては、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序と安全確保をはかるために自主防災組織を設置する。

## （組織の構成と名称）

第2条 自主防災組織は、管理組合の全組合員を構成員として第1から第6までの管理組合ごとに自主防災分隊（以下「防災分隊」という）を組織し、その統合組織を男山団地E地区管理組合自主防災隊（以下「防災隊」という）と称する。

## （役職員）

第3条 防災隊及び防災分隊の役職員は、管理組合の理事・前理事及び管理組合員のなかから防災の知識・技能を有する者を、各管理組合理事会が委嘱する。

2 防災隊及び防災分隊の役職員は次のとおりとする。

ア 防災隊に、隊長、副隊長、幹事及び監査役を置く。

イ 防災分隊に、分隊長及び副分隊長を置く。

ウ 防災分隊の各班に、班長及び副班長を置く。

## （組織とその任務）

第4条 第1条の目的を遂行するために、防災分隊に次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を分担・遂行する。ただし、災害の状況によっては、その任務に関わらず活動するとともに、各防災分隊が連携して活動する。

「情報連絡班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、物資集配班」

## （防災幹事会）

第5条 防災隊の運営及び活動について協議するため防災幹事会を置く。

2 防災幹事会は、隊長、副隊長及び幹事によって構成する。

## （対策本部）

第6条 隊長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、E地区集会所に対策本部を設置し、役職員を招集する。ただし、本部は災害の状況により移動する。

## （市その他団体との協力体制）

第7条 防災隊は、災害応急対策の万全を期するため、市及び隣接の自治会等と常に緊密な連絡を取り、応援協力体制を確立しておくものとする。

## （隊員の活動）

第8条 防災分隊の隊員は、災害初期における活動の主体として、日ごろから互いに防災に心がけ、災害に対しては一致協力して地域内の情報連絡・初期消火・救出救護・避難誘導・物資集配等の活動を行う。

## （各世帯の心得）

第9条 自主防災組織の構成員である各世帯は、いつ、どこでも災害に対処できるように、日常の備えを身につけるとともに、防災隊の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

## （委任）

第10条 この要綱に規定するもののほか、この組織の運営に必要な事項は防災幹事会で定める。



(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

# 男山団地E地区管理組合自主防災隊運営規約

## (組織と名称)

第1条 この組織は、管理組合ごとに組織する自主防災分隊の統合組織であり、男山団地E地区管理組合自主防災隊（以下「防災隊」という）と称する。

## (事務所の所在地)

第2条 防災隊の事務所は、男山団地E地区管理組合内に置く。

## (目的)

第3条 防災隊は、その構成員である組合員の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動により、地震、風水害等（以下「地震等」という）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (防災計画)

第4条 防災隊は、前条の目的を達成するために、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- ① 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務に関する事項。
- ② 災害予防及び防災知識の普及に関する事項。
- ③ 防災訓練の実施に関する事項。
- ④ 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び物資集配等に関する事項。
- ⑤ 防災資機材等の備蓄に関する事項。
- ⑥ 自主防災分隊の活動に関する事項。
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事項。

## (事業)

第5条 防災隊は、防災計画に定められた事項を具体化、推進するための各種事業を行う。

## (役職員)

第6条 防災隊、防災分隊及びその各班の役職員の分担は、別表のとおりとする。

2 役職員の任期は、1年とする。ただし再任することができる。

## (役職員の任務)

第7条 隊長は、防災隊を代表し、隊務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長の事故ある時は、その職務を行う。

3 幹事は、防災幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。

4 監査役は、防災隊の会計を監査する。

5 防災分隊役職員の任務は、これに準じる。

## (会議)

第8条 防災隊の会議は、総会及び防災幹事会とする。

## (総会)

第9条 総会は、全組合員を以って構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催する。なお、総会は、男山団地E地区管理組合総会と兼ねて開催することができる。

3 総会は、隊長の委任をうけて各管理組合理事長が招集する。

4 総会は、次の事項について審議する。

- ① 規約の改正に関する事項。
- ② 防災計画の作成及び改正に関する事項。
- ③ 事業計画に関する事項。
- ④ その他総会が特に必要と認めた事項。

5 総会は、その付議事項の一部を防災幹事に委任することができる。

(防災幹事会)

第10条 防災幹事は、隊長、副隊長及び幹事によって構成する。

2 防災幹事は、防災計画の具体化、推進に関わる次の事項を審議し、実施する。

- ① 総会に提出すべき事項。
- ② 総会により委任された事項。
- ③ その他防災幹事が特に必要と認めた事項。

(経 費)

第11条 防災隊の運営に要する経費は、男山団地E地区管理組合総会の議決を経て定めた分担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を男山団地E地区管理組合総会に報告しなければならない。

(附 則)

- 1 この規約は、平成23年4月18日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

## 自主防災組織設置要綱及び同運営規約の別表

男山団地E地区管理組合 自主防災隊		
主たる業務：自主防災隊の運営及び活動の協議		
役職員等	E地区管理組合役員等の分担者	
隊長	防災・防犯委員会の委員長	
副隊長	防災・防犯委員会の防災担当副委員長	
分隊長兼幹事	4名	隊長及び副隊長以外の各自主防災分隊の分隊長
幹事	2名	理事長協議会の代表及び副代表
副分隊長	6名	各自主防災分隊の副分隊長
監査役	2名	管理組合理事長協議会の副代表の所属する管理組合の監事
構成員	E地区各管理組合の全組員	
第1～第6管理組合 自主防災分隊		
主たる業務：災害初期における活動の主体		
役職員等	E地区各管理組合役員等の分担者	
分隊長	副理事長（防災・防犯担当）	
副分隊長	前年度副理事長	
情報連絡班	班長	理事長
	副班長	前年度理事長
初期消火班	班長	自治担当理事
	副班長	前年度自治担当理事
救出救護班	班長	建物担当理事
	副班長	前年度建物担当理事
避難誘導班	班長	環境・集会所担当理事
	副班長	前年度環境・集会所担当理事
物資集配班	班長	会計担当理事
	副班長	前年度会計担当理事
構成員	E地区各管理組合の全組員	

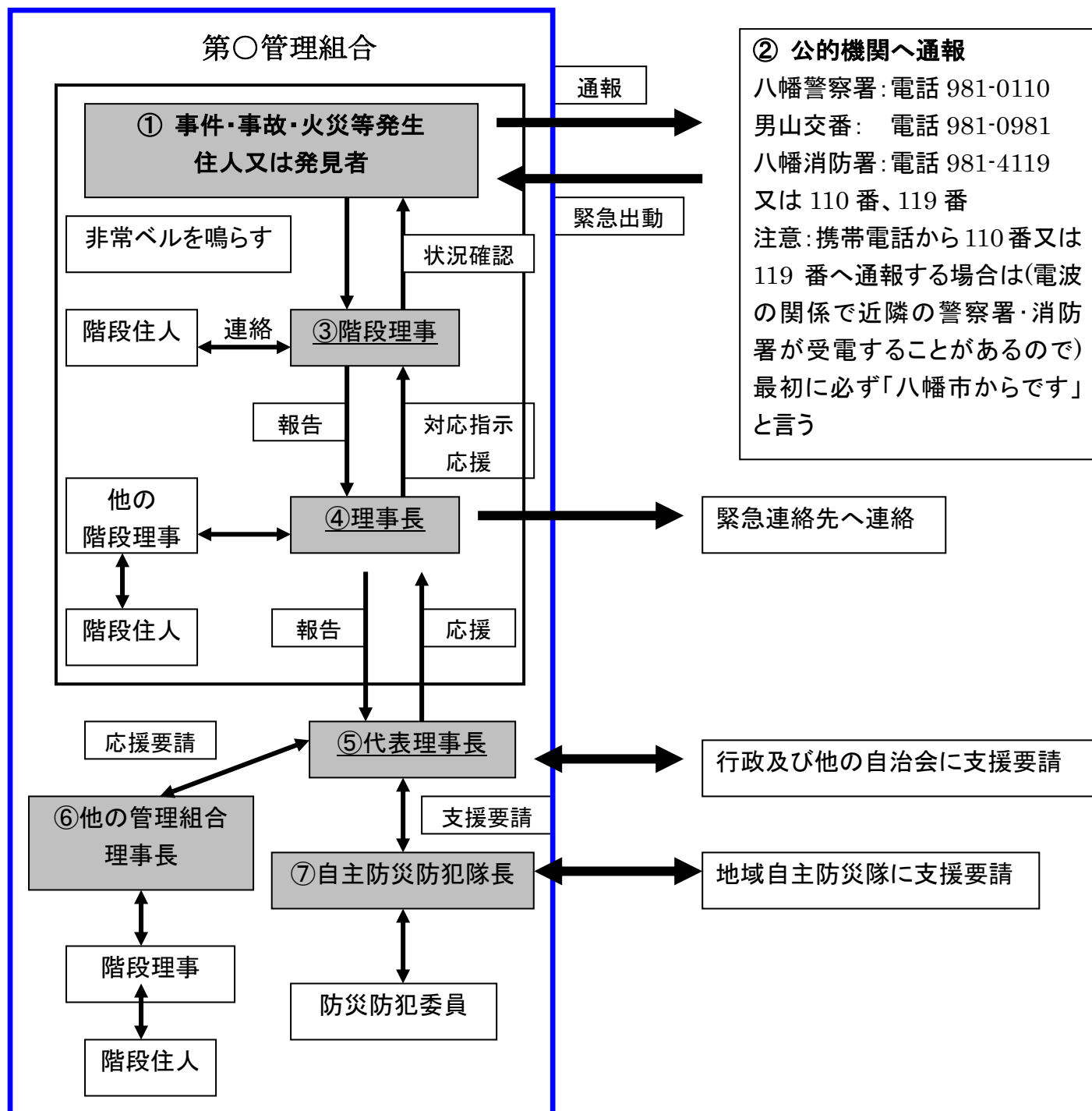
# 男山団地E地区管理組合緊急時連絡網

平成 26 年 3 月作成

平成 27 年 2 月一部補足

(事故・事件・火災等の発生時)

## E 地区管理組合



- 注意 1) 緊急時、不在の場合は途中を飛ばして連絡及び報告を行う  
2) 必ず、①～⑦まで連絡する(記録に残し、対策を検討する)

- 3) 停電時は非常ベルが鳴動しないので、異常を感じたら逃げる
- 4) 通信網が遮断されると、連絡が出来ないので、大声で叫ぶ、フェンス等金属物を叩く、車のクラクションを鳴らし続ける等の手段で危険を周囲に伝える
- 5) 集会所に一時避難する